

# 告 発 状

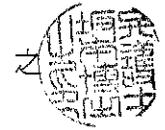
平成29年3月28日

熊本県熊本東警察署長 殿

告発人 別紙告発人目録記載のとおり

上記告発人ら代理人

弁護士 坂 本 博



上記告発人ら復代理人

弁護士 箱 山 由 実 子



住 所 不 明

被 告 発 人 石 原 貢 一

(株式会社熊本県弘済会熊本県動物管理センター長)

住 所 不 明

被 告 発 人 氏名不詳甲(同センター職員)

住 所 不 明

被 告 発 人 氏名不詳乙(同センター職員)

住 所 不 明

被 告 発 人 氏名不詳丙(受託獣医師)

## 第1 告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、動物の愛護及び管理に関する法律第44条1項前段違反の犯罪行為に該当すると考えますので、被告発人らの厳重な処罰を求めため、告発をします。

## 第2 告発事実

被告発人らは、共謀の上、平成28年7月21日から31日までの間に、熊本県熊本市東区戸島町2591所在の熊本県動物管理センター敷地内において、同管理センターにおいて捕獲し、收容保管していた別紙猫目録記載の猫1匹を、致死性の薬物を用いて死に至らしめ、以てみだりに殺したものである。

### 第3 告発の理由

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という)第44条第1項は、「愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する」と規定している。そして、同法同条第3項第1号は、猫が前記の「愛護動物」に該当する旨規定している。

動物愛護法は、猫は飼い猫と飼主のいない猫とを問わず、全ての猫が愛護動物に該当するものと規定している。

- 2 株式会社熊本県弘済会(以下「弘済会」という)は、毎年、熊本県との間で、動物愛護管理業務委託契約を締結し、同県から、動物愛護管理業務の委託を受けている。同委託契約における委託業務の中に、「動物管理業務」というのがある。この業務には、「ア保健所における業務」と「イ動物管理センターにおける業務」が含まれ、後者の業務には、「(イ)動物管理センターの維持管理の業務」「(ウ)動物管理センター抑留犬、引取り犬及び引取り猫の飼養管理の業務」「(オ)犬又は猫の致死処分及び焼却処分業務」等が含まれている(資料4)。

上記契約7条1項は、弘済会に対して、委託業務に従事する職員を、動物管理業務実施要領2条1項に定める通り配置することを求めている(資料4)。そして、同要領2条2項、同条1項を踏まえて、弘済会がセンターに配置する職員のうち、労務管理者である統括責任者を1名配置することとし、この者を所長と称することとしている(資料5)。

被告発人石原貢一(以下「被告発人石原」という)は、平成28年7月当時、弘済会の職員で動物管理センターの所長を務めていた者である。

- 3 また、動物管理業務実施要領第5条は、「犬猫への麻酔薬投与業務については、開業獣医師に再委託することができる」と規定している(資料5)。そして、動物愛護管理施設の維持管理要領第4条には、動物管理センターにおける業務が規定されている。同条7項は、「致死処分は炭酸ガスによ

る。ただし、生後2週間程度までの仔犬又は仔猫及び負傷動物に対する致死処分は、獣医療法に基づく届出をした獣医師の麻酔注射による」、8項は「麻酔薬による注射は、鎮静剤と麻酔薬との併用により実施する。この場合における麻酔薬の使用と対象動物の判断は、麻酔薬投与獣医師が行う」と、それぞれ規定している(資料6)。

但し、犬や猫の殺処分の方法について、維持管理要領では、原則として炭酸ガスを用いることとし、例外的に仔犬及び仔猫に関しては薬物注射によることとしているが、実際には、熊本県では、熊本地震は、成犬及び成猫であっても、炭酸ガスを用いた殺処分は行っていなかった。従って、本件の殺処分は、薬物注射によって行われたものと考えられる。

被告発人氏名不詳者丙(以下「被告発人丙」という)は、致死処分を行うために麻酔薬を投与することを弘済会から再委託された獣医師である。

- 4 周知のように、平成28年4月14日及び16日に、熊本県において、最大で震度7を記録する大地震(以下「熊本地震」という)が起こり、同県内に甚大な被害をもたらした。そして、動物管理センターには、同県内から、飼い猫、野良猫を問わず、多くの被災猫が持ち込まれて収容されることとなった。

熊本県は、上記震災発生後、保護された犬や猫の殺処分を停止するという扱いをしていた(資料1の1、2)。これは、震災のため飼主からはぐれてしまったペットを処分してしまわないように、という趣旨であるとされていた(資料1の2)。

- 5 また、環境省は、平成27年6月17日付で、都道府県、政令指定都市、中核市の各動物愛護管理主管課長宛に事務連絡文書を発している。同文書によると、第一に、「動物の愛護及び管理の推進に関する件(平成24年8月28日衆議院環境委員会決議)八、及び動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成24年8月28日参議院環境委員会)八、の趣旨を考慮すること」とされている。上記二つの決議又は附帯決議には、「駆除目的に捕獲された飼主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引き取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること」とされている。第二に、引き取った場合は、所有者がいると推測され

る猫については、その所有者を発見し、返還するよう努めること、所有者がいないと推測される猫及び所有者が発見できない猫については、譲渡適正を評価し、適性があると認められる猫については、その飼養を希望するものを募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めることに留意すべきである、とされている(資料8～10)。

6 上記熊本地震により、保健所経由で動物管理センターに収容された犬猫の保護や清掃のためセンターを訪問していたボランティアの[ ]氏、[ ]の目撃したところによると、平成28年7月上旬に猫舎(資料7の「飼料室」に設えられていた)の左端に、リボンが扉に結びつけられている檻があり、その中に猫が1匹入れられていた。各保健所より動物管理センターに移送された収容猫は、ラベル代わりに、ガムテープに個体識別を明記し、各扉上に貼付してあるのだが、その猫は、本来の収容猫とは明らかに異なる印(リボン)が扉に巻き付けられていた。そこで、同氏が、アルバイト職員の[ ]に理由を尋ねると、「倉庫に置いてある餌袋を食い破ったので捕獲器で捕まえたけれど、この猫は、不妊手術をして放すつもりで、熊本市内で捕まえた猫だから(熊本県の)この施設で処分はできないから安心して!」と言われた。

7 毎週、同センターに様子を見に行っていた[ ]は、翌週もその猫を見かけている。つまり、同年7月20日17時15分の訪問時にも、ボランティア[ ] [ ]は、リボンの印と共に、敷地で捕獲された猫がまだ檻に置かれているのを確認している。

8 ところが、同年8月1日、ボランティア[ ]の訪問時には、リボンが施された檻がなくなっており、猫もいなくなっていた。そこで同氏は、職員[ ]の瀬上氏に確認したところ、「処分しました」との返答であった。そして、その理由は、「凶暴だったから」ということであり、「センター長へ確認して処分している」ということであった。

同年8月20日に猫がいなくことに気づいたボランティア[ ]は、同センター職員[ ]の瀬上氏に対して、「あのとき捕獲した子は?」と聞いた。同氏は、「処分した」と回答した。[ ]は、さらに、「上は知っているの? 答める人はいなかったの?」と聞いたが、瀬上氏は、「センター長は知っている」と答えた。

従って、本件猫の殺害にあたっては、センターの職員らが関与したほ

か、センター長の被告発人石原が、指示を出していたものと考えられる。

9 上記のとおり、この猫の殺処分は、炭酸ガスを用いては行われたなかったものと考えられる。そうであれば、薬物を用いた殺害が行われたものと考えられるが、その場合、実際に殺害行為を行ったのは、受託獣医師であったものと考えられる。また、後述する熊本県犬・猫譲渡要領の別表2の中の「4 成猫の適正評価」の中には、成猫の譲渡適正評価が動物管理センターで行われる場合、動物愛護専門員である獣医師がその判定を行う2名のうちの1名となっている。従って、本件猫の殺害が行われたということは、受託獣医師が、譲渡不適格の判定を行ったうえで、殺害を行ったものと考えられる。

10 この猫の殺処分には、幾つもの問題点がある。第一に、この猫は、熊本市内で捕獲されたものであるから、管轄は、熊本県ではなく、熊本市にあるはずであり、熊本県動物管理センターには処分を行う権限がなかったものである。

第二に、熊本県動物管理センターでは、捕獲をした理由を、上記のとおり、餌袋を食い破ったから、などと述べていたということであるが、これは、捕獲を正当化する理由にはならないし、ましてや殺害を正当化する理由にもならない。

第三に、既に述べた環境省の事務連絡文書にもある通り、捕獲機で捕獲された猫については、まず所有者がいるかどうかを調査しなければならない。しかし、被告発人らは、所有者がいるかどうかの調査を全く行わずに、本件猫を殺害してしまっている。

第四に、同センターでは、殺害した理由を、上記のとおり、「凶暴だったから」と述べていたということであるが、これもまた、殺害を正当化する理由にはならない。そもそも、猫は、十分に人馴れした猫であっても、見ず知らずの人間に対しては強い警戒心を示すことがあることは常識である。本件猫が凶暴であったという判断が正しかったことを裏付ける根拠は非常に乏しい。また、猫が凶暴であるかどうかというのは、当該猫が譲渡に適しているかどうかの判断基準とされていたものであると思われるが（熊本県犬・猫譲渡要領の別表2「譲渡の適正評価基準」の「4 成猫の適正評価基準」の中に、「性質」として、「人に対して、著しく攻撃的でないこと」という項目がある。そして、「判定は、動物愛護管理員を含めた2名以

上で行う。センターにおいては、動物愛護専門員である獣医師を含めた2人以上とする」と規定されている)、上記のとおり、本件猫には、飼い主がいるかもしれないのであり、必ずしも譲渡の対象とすべきではなく、飼主を探すための手段を取ることが必要であったものと思われる。そして、本件猫は、被災地を放浪していたのであるから、被災猫には変わらない猫であり、熊本県の方針としても、殺処分をしてはならない猫であったはずである。

第五に、本当に本件猫が凶暴であったとしても、必ずしも譲渡する必要はない場合、TNR(避妊・去勢をしたうえでリリースすること)をしたうえで、地域猫として生かすことを検討することが必要であったものと思われる。このような措置もとらずに、被告発人らは、ただ殺してしまった。

以上のような問題点のある本件殺害行為は、みだりに殺したという他はない。

- 11 なお、被告発人の、氏名不詳職員甲乙とは、正職員の瀬上氏、アルバイトの■■■■の両氏である可能性が高い。この点についても捜査を遂げられたうえで、厳重な処罰をされたい。
- 12 本件の猫の殺害行為は、1匹の猫の殺害ではあるが、行政によって軽々しく、正当な理由もなく尊い猫の命が奪われ続けている現状に対して、重大な警鐘を鳴らすものであり、厳重な処罰を望むものである。

#### 第4 証拠資料

- |         |   |
|---------|---|
| 資料1の1～3 | 陳述書(■■■■、■■■■、鶴田真子美)                    |
| 資料2     | 委託契約書                                   |
| 資料3     | 業務実施要領                                  |
| 資料4     | 動物愛護管理施設の維持管理要領                         |
| 資料5     | 熊本県犬・猫譲渡要領                              |
| 資料6     | 図面                                      |
| 資料7     | 履歴事項全部証明書                               |
| 資料8     | 捕獲器で捕獲された猫への対応について                      |
| 資料9     | 動物の愛護及び管理の推進に関する件(平成24年8月28日衆議院環境委員会決議) |
| 資料10    | 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法                |

律案に対する附帯決議(平成 24 年 8 月 28 日参議院環境委員会)

- 資料 1 1 TNR 日本動物福祉病院獣医師の意見書
- 資料 1 2 保護動物に係る申入れ及び質問について

第 5 添付書類

- 1 証拠資料 各 1 通
- 2 委任状 通

## 猫目録

熊本県動物管理センターの「飼料室」に設定されていた猫室に、平成28年7月21日～31日の間、扉にリボンが結びつけられた檻に入れられていた、1匹の猫。

告発人目録

[Redacted]

[Redacted]

告発人 野 中 公 彦

[Redacted]



[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

















[REDACTED]





[Redacted text block containing multiple lines of obscured content]

告発人 野 中 龍 彦

[Redacted text block]

告発人 鶴田 真子 美

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮二丁目7番20号-1階

坂本博之法律事務所

茨城県弁護士会所属

電話029(851)5580

FAX029(851)5586

上記告発人ら代理人

弁護士 坂本 博之

## 告発人ら復代理人目録

- 〒114-0002 東京都北区王子1-6-7 中川ビル303 王子法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 箱山由実子  
電話03-6903-2275 FAX03-6903-2276
- 〒135-0032 東京都江東区福住2-8-10-310 秀和清澄レジデンス  
西島法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 西島和  
電話03-6458-8962 FAX03-6458-8964
- 〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階  
アールイツ法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 島昭宏  
電話03-6264-1990 FAX03-6264-1998
- 〒162-0821 東京都新宿区津久戸町4-1 ASKビル5-A  
かるこざか法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 市野綾子  
電話03-5579-2955 FAX03-5579-2954
- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-20 虎ノ門実業会館4階  
弁護士法人東桜法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 菅野庄一  
電話03-3591-0581 FAX03-3591-0582
- 〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-21 永田町法曹ビル 東京合同法律事務所  
東京弁護士会所属 弁護士 市橋耕太  
電話03-3586-3651 FAX03-3505-3976
- 〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-10-12 蚕糸会館6階  
千葉中央法律事務所

千葉県弁護士会所属 弁護士 土 居 太 郎  
電話043-225-4567 FAX043-225-1507

〒271-0091 千葉県松戸市本町5-9 浅野ビル3階 市民の法律事務所  
千葉県弁護士会所属 弁護士 及 川 智 志  
電話047-362-5578 FAX047-362-7038

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-24 はばたきビル  
水戸翔合同法律事務所  
茨城県弁護士会所属 弁護士 丸 山 幸 司  
電話029-231-4555 FAX029-232-0043

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮二丁目7番20号-1階 坂本博之法律事務所  
茨城県弁護士会所属 弁護士 松 村 孝  
電話029-851-5580 FAX029-851-5586

〒408-0313 山梨県北杜市白州町横手3055-1 駒ヶ岳法律事務所  
山梨県弁護士会所属 弁護士 梶 山 正 三  
電話0551-20-4861 FAX0551-20-4861

〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町3-2-6 ウエムラビル5階  
弁護士法人・響 大阪オフィス  
大阪弁護士会所属 弁護士 寺 野 朱 美  
電話06-6208-2341 FAX06-6208-2342

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル4階  
植田勝博法律事務所  
大阪弁護士会所属 弁護士 植 田 勝 博  
電話06-6362-8177 FAX06-6362-8178